

I 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に該当する随意契約理由

- 1 入札契約情報等の公表に関する要綱第 2 条第 2 項に規定する特名随意契約結果における「随意契約理由」の公表については、下記の表に該当する理由を記載しています。
- 2 該当する理由がない場合あっては、詳細な随意契約理由を記載しています。
- 3 政府調達協定の適用を受ける契約(いわゆる WTO 案件)の随意契約については、
II 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項各号に該当する随意契約理由を記載しています。

【公表例】

No.	案 件 名 称	工事種目	工 事 場 所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	〇〇〇小学校増築追加工事	建築	港区	△△△(株)	10,000,000円	平成28年6月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	K10	—
2	〇〇道△△線緊急復旧工事	舗装	大正区	(株)●●●	2,000,000円	平成28年6月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	K9	—
3	■●■築造工事(その5)	土木	西区	□□□(株)	30,000,000円	平成28年6月17日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第5号	W5	

○地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に該当する随意契約理由

【工事】

第 2 号

不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき

特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき

K1	特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事
K2	文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事
K3	実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事
K4	ガス事業法等法令等の規定に基づき施工者が特定される工事

施工上の経験、知識を特に必要とするとき、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要があるとき

K5	本施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験施工者に施工させなければなら
----	---

	ない本工事
K6	既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施行させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事
K7	埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事
K14	入居している建物において、賃貸借契約している相手方の施設整備保全業務の実施業者に施工させる建物の原状回復工事
第5号	
緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
緊急に施工しなければならない工事であって、競争に付す時間的余裕がないとき	
K8	堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事
K9	電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
K15	健康被害の発生の恐れがある場合に伴う未然防止のためのアスベストの除去工事
第6号	
競争入札に付することが不利と認められるとき	
現に契約履行中の施工業者に履行させたとき、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるとき	
K10	当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事
K11	本工事と密接に関連する工事
他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する個所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで有利と認められる場合	
K12	鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯個所での工事
K13	他の発注者の発注にかかる工事と一部重複、錯綜する工事

【物品・業務委託】

第2号	
不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
・ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ・ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき	
G1	特殊工法等の新開発工法や、新開発製品を用いる必要がある物品又は業務
G2	法令等の規定により履行できる者が特定される物品又は業務
G3	測量、設計、設備・機器等の補修（修繕）・修理・保守管理、又は各種調査・分析等において、特殊の技術、手法又は機械器具を用いる必要があるため、当該業務の履行が可能な業者が特定される業務
G4	既に契約した業務と密接不可分の関係（既に契約した業務と一連となって機能を発揮する関係）にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、

	著しい支障が生じるおそれがある業務
G5	コンペ、プロポーザル方式等の競争ないし比較競技により契約の相手方を予め特定している物品又は業務
G6	業務の履行に際し、多数の契約相手方が必要と認められる場合に、仕様上必要となる基準や体制が担保された事業者全てを契約相手方とする業務
G7	リース期間満了後に、その期間を延長することについての業務上の必要があるため、相当と認められる期間に限って行う賃貸借契約の継続（いわゆる再リースのこと）
G8	書籍の購入等の場合で、次に例示するような合理的な理由がある場合 【例示】 ・ 契約相手方が出版元であり、他者が販売していない書籍又は新聞 ・ 独占禁止法上の再販売価格維持制度により定価販売となっており、かつ、当該所在地に配達を行っている事業者が契約相手方のみの書籍 ・ 契約相手方（出版元、出版元が販売を委託する事業者）から特別価格での購入又は送料が相手方負担での購入が可能な書籍 ・ 当該所在地の販売所から購入する新聞 など
G30	特殊な性質を有する製品であるため、他の製品をもって代えることの出来ないもの、又は用途が一定しており、それ以外の目的に使用することが出来ない付属品等、特別の使用目的のある製品で、製造者だけでなく、販売代理店等を含めた販売ルートが限定される物品
G31	特殊な性質を有する製品であるため、若しくは特別な目的があるため契約相手方が特定される又は特殊な技術を必要とする物品
試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき	
G9	試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするため
外国で契約を締結するとき	
G10	外国で契約を締結するため
第5号	
緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
G11	水道・下水道施設等の設備機器等の故障において直ちに機能を復旧しなければ施設の運転に支障をきたす場合に行う応急業務
G12	防災施設、排水施設等の設備機器等の故障において、防災機能を保持する上で、常に稼働できる状態を保たなければならない機器等の故障時に行う応急業務
G13	エレベーター等設備機器、遊具等設備の緊急点検等、予見不可能な業務が発生した場合で、即時の対応が求められる業務
G14	施設等の破損又は不具合により、大気汚染や水質汚濁等、環境への被害をもたらすおそれのある場合に行う点検整備等の応急業務
G15	施設等の破損又は不具合により処理できなくなった下水汚泥、浚渫土等の廃棄物の緊急処分に係る応急業務（廃棄物処理、運搬等）
G16	港湾施設、設備及び監視艇等の故障、破損において、直ちに機能を回復しなければ海上

	運航及び荷役作業の安全確保等に支障をきたす場合に行う点検整備等の応急業務
G17	その他、建物施設等の破損又は不具合により、緊急に復旧しなければ利用者の利便性、安全性を損なう場合に行う点検整備等の応急業務
G18	堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害への対応やその未然防止のための応急工事に関連する業務
G19	ＯＡシステム・インターネットを通じた申請・申込システム等の市民サービスを提供している場合（年間を通じてＳＥを常駐させる契約を行っていない場合）で、緊急に復旧をしなければ、市民生活に多大な損害や利便性低下が生じる場合における応急業務
G20	公の秩序維持のための警備に関連する業務、災害発生時の住民避難に関する業務
G21	天災地変その他災害等により緊急に調達の必要があるとき。
G22	感染症（高病原性鳥インフルエンザ・ＳＡＲＳ（重症急性呼吸器症候群）等）発生時の蔓延防止のために緊急に薬品等の物品を購入する場合
G23	物品等（緊急車両の付属部品を含む）の破損又は不具合により、緊急に復旧しなければ利用者の安全性等を損なう場合に行う点検整備等に係る買入・修繕
G32	飼育動物の生態に著しい悪影響を及ぼす場合に、即時に対応する応急業務
第 6 号	
競争入札に付することが不利と認められるとき	
現に契約履行中の業者に引き続き実施させたとき、期間の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるとき	
G24	当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった業務
G25	本体業務と密接に関連する付帯的な業務
G26	入札において、落札者が決定しなかった場合において、契約の相手方が決定するまでの必要最小限の期間の業務
G27	施設管理業務等、継続を要する業務（予算議決後の入札手続きによっては、業務遂行に支障が生じる場合において、年度当初に次の入札を実施するまでの間の現契約業者との契約）
G33	車輛の点検整備結果により不良個所が判明した場合において、不良個所を整備するための追加業務
他の発注に係る実施中の業務の内容と重複、若しくは関連する業務で、実施中の者に実施させた場合には期間の短縮に加え、業務の円滑な実施を確保する上で有利と認められる業務	
G28	他の発注に係る実施中の業務の内容と重複、若しくは関連する業務で、実施中の者に実施させた場合には期間の短縮に加え、業務の円滑な実施を確保する上で有利と認められる業務
業務履行中の受注者自体の事情により履行できなくなったことによる残業務で、早急に着手しなければ市民生活に影響が出て、市も損害を被る可能性があると認められる業務	
G29	業務履行中の受注者自体の事情により履行できなくなったことによる残業務で、早急に着手しなければ市民生活に影響が出て、市も損害を被る可能性があると認められる業務（履行期間が長期間残存している場合は、速やかに新たに入札に付し、新たな受注者が決定するまでの期間とする。）

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項各号に該当する随意契約理由

【共通】

W1	第 1 号 他の物品等若しくは特定役務をもって代替させることができない芸術品その他これに類するもの又は特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき
W2	第 2 号 既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）又は既に契約を締結した特定役務（以下この号において「既契約特定役務」という。）につき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合又は既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既調達物品等又は既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるとき
W3	第 3 号 特定地方公共団体の委託に基づく試験研究の結果製造又は開発された試作品等（特定役務を含む。）の調達をする場合
W4	第 4 号 既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が 2 以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の 100 分の 50 以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき
W5	第 5 号 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第 4 条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第 6 条の公告又は第 7 条の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。

W6	第 6 号 建築物の設計を目的とする契約をする場合であって、当該契約の相手方が、総務大臣の定める要件を満たす審査手続により、当該建築物の設計に係る案の提出を行った者の中から最も優れた案を提出した者として特定されているとき。ただし、当該契約が、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に規定するその性質又は目的が競争入札に適しないものに該当する場合に限る。
----	--

【改正前条文】

※ 1 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令（平成28年政令第88号（平成28年 5 月 1 日施行））により、公表上の根拠法令が現行の法令と次のとおり異なっています。

【改正前】	【改正後】
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達 手続の特例を定める政令 第10条	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達 手続の特例を定める政令 第11条